

令和2年度マイナポイント事業費補助金  
(マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業)  
実績報告に関する宣誓事項書

当社は、マイナポイント事業費補助金（マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業）（以下「本事業」という。）におけるキャッシュレス決済事業者としての実績報告にあたり、本事業の交付規程と公募要領および実績報告マニュアルをよく読み内容を理解しました。特に次の事項に対し、相違があった場合や遵守できなかった場合は、キャッシュレス決済事業者としての交付が取り消される場合があることや、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることに事業代表者の同意のうえ、申請いたします。

本事業について、特に重大な以下の点について確認しました。

1. 補助金事務局が公募要領に定める「2.5 補助対象者」の要件をすべて満たしていなければ本事業におけるキャッシュレス決済事業者として補助金が交付されないことを理解しています。
2. 本事業におけるキャッシュレス決済事業者として交付決定され、加盟店である中小・小規模事業者等に対し、キャッシュレス決済事業者がキャッシュレス決済に係るキャッシュレス決済端末本体等を無償で提供し、補助金事務局が公募要領に定める「2.6 補助対象事業」の要件をすべて満たす事業を実施しました。
3. 導入した補助対象経費は、補助金事務局が公募要領に定める「2.7 補助対象経費・補助率」「補足① 補助対象経費の詳細例」において補助対象として認められる範囲のみであり、それ以外の補助対象経費は含んでおりません。
4. 中小・小規模事業者等に対し、キャッシュレス決済端末本体等以外の費用請求において、制度終了後に無償で提供した端末費用相当を請求いたしません。また、補助されない1/2以内を超える端末費用、「2.7.2 補助金限度額について」に記載する補助上限額（5万円）を超える端末費用を本事業におけるキャッシュレス決済事業者として負担いたしました。
5. キャッシュレス決済端末本体等の導入を行う中小・小規模事業者等である加盟店が、補助金事務局が公募要領に定める「2.8 キャッシュレス決済端末本体等の設置対象となる中小・小規模事業者等」の要件をすべて満たしているかを確認の上、補助対象事業を行いました。
6. 補助金を受給するのは、キャッシュレス決済事業者自身であり、補助対象となるのは、原則として中小・小規模事業者等への販売価格ではなく、マイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）に登録されたキャッシュレス決済サービスの導入に必要となるキャッシュレス決済端末本体（含ソフトウェア）費等の調達費用であることを理解しています。
7. 補助対象であるキャッシュレス決済端末本体等は、所有権がマイナポイント事業（マイナポイント事業費補助金）のマイナポイント付与対象期間が終了するまでキャッシュレス決済事業者に帰属していなければならない、それに伴い、中小・小規模事業者等への提供方法は原則として貸与となることを理

解しています。

8. 平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）において補助金交付された実績のあるキャッシュレス決済端末本体等と本事業で導入した端末は異なる端末で間違いありません。また、他の補助金（IT導入補助金等）においても重複受給はありません。
9. 加盟店である中小・小規模事業者等に導入するキャッシュレス決済端末本体等をキャッシュレス決済サービス以外の目的に利用しません。
10. 暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会勢力との関係を有しておらず、かつ反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていません。
11. 中小・小規模事業者等である加盟店の不正行為や本事業に影響を及ぼす事案が発生した場合、速やかに補助金事務局に報告します。
12. 補助金事務局に対し本事業の補助金手続きの申請、および補助対象事業を行う際は、公表されている各交付規程及び公募要領等に規定された内容をよく読んで十分に理解した上で、正しく行いました。
13. 補助金事務局が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める場合には、補助金事務局が自己及び中小・小規模事業者である加盟店の事業所等に立入り調査を行うことを認め、これに協力します。
14. 全ての提出書類において、申請内容に虚偽や不正はないことを誓います。虚偽や不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかになった場合は、キャッシュレス決済事業者の交付決定を取り消され、また補助金を返還しなければならないことを承諾します。
15. 本事業の補助金の交付手続の結果、補助金の交付が受けられなかったとしても、中小・小規模事業者等への営業に際して説明した内容を翻して、中小・小規模事業者等に新たな費用を請求したり、提供する商品やサービスを一方的に停止したりしません。
16. 補助対象となる決済端末は導入期間である交付決定日から補助金事務局が定める端末設置期限までに中小・小規模事業者等である加盟店に導入した決済端末本体等である事を理解して申請します。
17. 補助対象経費に関わる契約、発注行為は交付決定日以降に行いました。また、在庫端末に該当する場合においては2019年12月20日以降に契約、発注しました。
18. マイナポイント付与対象期間終了までに補助対象設備の所有権移転や処分の必要が生じた場合には、速やかに補助金事務局に連絡します。それに伴い補助金の返還が発生する場合は補助金事務局の指示に従い速やかに手続きを行います。
19. 補助対象経費は三者見積もりを行い最安値の金額で申請を行います。何等かの理由により三者見積もりが出来ない場合、特命発注理由書や事由書を提出し、価格の妥当性についても別途証明します。
20. 付属品を補助対象経費として申請している場合、キャッシュレス決済端末本体と付属品等をセット品として中小・小規模事業者等である加盟店に導入しており、導入したキャッシュレス決済端末とセット品の所有者は、補助事業者である当社で間違いありません。
21. 当社のビジネスモデルは、本事業の実施に関わらず、キャッシュレス決済端末本体等を予め無償で提供するもの（一時的なキャンペーン等を除く）ではありません。

以上